

# 令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省元一①)

<b>政策分野名</b> 【施策名】	国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保					<b>担当部局名</b>	消費・安全局(食料産業局、生産局) 【消費・安全局食品安全政策課/消費者行政・食育課、食料産業局食品製造課(食品企業行動室、基準認証室)、生産局農業環境対策課/畜産振興課】				
<b>政策の概要</b> 【施策の概要】	食品の生産から消費に至る一連の食品供給行程において安全管理の取組強化が求められている中、食品の安全と消費者の信頼の確保を図る。 このため、①食品の安全性の向上及び生産から消費に至る一連の食品供給行程における取組の拡大、②食品表示の適正化及び食品トレーサビリティ(注1)の取組の推進のための施策を行う。					<b>政策評価体系上の位置付け</b>	食料の安定供給の確保				
<b>政策に関する内閣の重要政策</b>	食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日) 第3 1(1)国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保					<b>政策評価実施予定時期</b>	令和3年8月				
<b>施策(1)</b>	科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化										
<b>施策の目指すべき姿</b> 【目標設定の考え方根拠】	「後始末より未然防止」の考え方を基本とし食品の安全性を向上させる。 このため、農業生産現場等において農産物等を汚染し、国民の健康に悪影響を及ぼすおそれのある危害要因について、実態を把握した上で適切なリスク管理措置(注2)を講じるとともに、生産から消費に至る一連の食品供給行程において、科学的知見に基づく取組等を推進する。										
<b>目標①</b> 【達成すべき目標】	国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された耐容摂取量を超えないレベルに抑制し(化学物質)、肉用鶏農場における食中毒菌に対する衛生管理の実施割合を増加させる(微生物)。										
<b>ア</b> カドミウム(注3)の推定摂取量	<b>測定指標</b>	基準値 7 µg/kg 体重/週 (耐容摂取量)	基準年度 —	<b>目標値</b> 耐容摂取量未 満 各年度	<b>年度ごとの目標値</b>					<b>指標一 計算分類</b> S=一直	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>  【測定指標の選定理由】 農林水産省は、化学物質の毒性、国産農畜水産物における含有実態に関する情報等に基づき、「優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」(注5)として優先的に実態調査等に取り組むべき化学物質を明らかにした上で必要に応じ安全性向上対策を策定・普及している。具体的には、 ① 幅広い食品を対象とした含有実態調査により、食品からの摂取量を推定し、食品が安全であるのか、安全性を向上させる必要があるのかを把握 ② 調査の結果、食品からの摂取量の低減が必要と判断したものについて、安全性向上対策(生産条件・製造・加工工程の改善など)を検討・策定 ③ 安全性向上対策の有効性の検証 のプロセスを順次進めているところである。
					<b>年度ごとの実績値</b>						
	把握の方法	食品からの推定摂取量:トータルダイエツスタディ(厚生労働省)(注4)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	耐容摂取量未 満 2.5 µ g/kg体 重/週	耐容摂取量未 満 2.3 µ g/kg体 重/週	耐容摂取量未 満 2.3 µ g/kg体 重/週	
達成度合いの判定方法	厚生労働省が実施しているトータルダイエツスタディのデータ等を用いて、危害要因の推定摂取量と耐容摂取量との比較によって施策の効果を把握・評価する。 (耐容摂取量未満:A(おおむね有効)、耐容摂取量を超過:C(有効性に問題がある))										

イ	ダイオキシソ類(注6)の推定摂取量	4 pg-TEQ/kg体重/日 (耐容摂取量)	—	耐容摂取量未満	各年度	耐容摂取量未満 2.2 pg-TEQ/kg体重/日	耐容摂取量未満 2.1 pg-TEQ/kg体重/日	耐容摂取量未満 1.9 pg-TEQ/kg体重/日	耐容摂取量未満 1.9 pg-TEQ/kg体重/日	耐容摂取量未満 1.8 pg-TEQ/kg体重/日	S=一直	<p>その中でカドミウムについては、上記の①から③に必要な調査が実施されており、かつ摂取量推定に必要な調査も行われているため、指標として選択した。</p> <p>また、ダイオキシソについては、環境中に放出される量を減らすことが根本的な安全性向上対策であることから、「ダイオキシソ対策推進基本指針」に基づき、関係府省が協力して排出削減対策を進めてきたところである。同指針に基づいて、農林水産省は農畜水産物等における汚染実態を調査しており、食品からの摂取量の推定が可能であるため、指標に含めることとした。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 国民の健康への悪影響を未然に防止するためには、食品からの摂取量を、科学的評価に基づき設定された耐容摂取量等(TDIやTWI等(注7))を超えないレベルに抑制する必要があることから、各危害要因に設定されている耐容摂取量と推定摂取量を比較して施策の効果を評価し、推定摂取量が耐容摂取量を超えていないことを目標値の「耐容摂取量未満」として設定した。</p> <p>【基準値の設定】 ア カドミウムの耐容摂取量 食品安全委員会により一週間当たり7 μg/kg体重と設定されている。 イ ダイオキシソ類の耐容摂取量 ダイオキシソ類対策特別措置法(注8)により一日当たり4 pg-TEQ/kg体重と設定されている。</p>	
		把握の方法		<p>(1)日本人の食品群ごとの平均摂取量:国民健康・栄養調査(厚生労働省)</p> <p>(2)魚介類中のダイオキシソ類濃度:水産物中のダイオキシソ類含有実態調査結果(農林水産省)</p> <p>(3)畜産物中のダイオキシソ類濃度:畜産物中のダイオキシソ類含有実態調査結果(農林水産省)</p> <p>(4)農産物中のダイオキシソ類濃度:農産物中のダイオキシソ類含有実態調査結果(農林水産省)</p> <p>※食品からのダイオキシソ類一日摂取量調査(厚生労働省)によると、日本人の食品からのダイオキシソ類摂取のうち、魚介類の寄与は約9割と推定。</p>									
		達成度合いの判定方法		厚生労働省や農林水産省等が実施している実態調査等のデータを用いて、危害要因の摂取量を推計し、耐容摂取量との比較によって施策の効果を把握・評価する。 (耐容摂取量未満:A(おおむね有効)、耐容摂取量を超過:C:(有効性に問題がある))									
ウ	肉用鶏農場における食中毒菌に対する衛生管理の実施割合	78%	平成26年度	90%	令和3年度	-	-	-	85%	87%	S↑-差	<p>【測定指標の選定理由】 農林水産省は、有害微生物による食中毒の発生を未然に防止するため、微生物の病原性、患者数等の情報をもとに、リスク管理に取り組むべき微生物を明らかにした上で、必要に応じ食品の生産から消費にわたる段階の、安全性向上対策の検討・策定、普及・周知、有効性の検証というプロセスを進めている。</p> <p>これまでの調査結果から、肉用鶏の食中毒菌の保菌率を下げれば、鶏肉の汚染率を下げられることがわかった。食中毒の原因の一つである鶏肉の安全性向上のため、生産段階の取組を強化する必要があることから、本指標を設定した。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 平成25年度に策定した鶏肉の生産衛生管理ハンドブックに記載された主要衛生対策のうち、最も低い実施率の衛生対策における実施率を「肉用鶏農場における食中毒菌に対する衛生管理の実施割合」とし、測定指標とした。</p> <p>基準値は、平成26年に実施した肉用鶏農場を対象とした衛生対策実施状況アンケート調査結果から得られた「肉用鶏農場における食中毒菌に対する衛生管理の実施割合(78%)」から設定。</p>	
		把握の方法		農林水産省消費・安全局が行う、肉用鶏農場を対象とした衛生対策実施状況アンケート調査によって実施割合を把握。									
		達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】		生産から消費に至る一連の食品供給行程における安全管理の取組の強化									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度				
ア (農産)GAP認証取得経営体数	4,500 経営体	平成28 年度	13,500 経営体	令和元 年度	-	-	5,500 経営体	8,700 経営体	13,500 経営体	S↑-差	<b>【測定指標の選定理由】</b> GAP(注9)は、 ・ 食品安全、環境保全、労働安全はもとより人権や農場経営管理に関するものも含まれており、生産者の人材育成にもつながること ・ 大手小売事業者等において、GAP認証(注10)を取引先に求める動きが拡大しており、国内外での取引において必要な要件となっていくことが見込まれることから、GAPを実践・認証取得する生産者の拡大が極めて重要となっている。 (農産) 農産物のGAPに取り組む生産者の増加を客観的に確認可能なGLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAP(注11)を取得した経営体数を指標として選定した。 (畜産) 畜産物のGAPに取り組む生産者の増加を客観的に確認可能な、GLOBALG.A.P.及びJGAPを取得した経営体数を指標として選定した。なお、JGAP家畜・畜産物の基準書については、平成29年3月31日に策定・公表されたところ。
	<b>把握の方法</b>		農林水産省生産局調べ:GLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAPの運営主体に各年3月末時点の認証取得経営体数を聞き取り								
	<b>達成度合いの判定方法</b>		達成度合(%)=(当該年度実績値-28年度基準値)/(当該年度目標値-28年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
イ (畜産)GAP認証取得経営体数	-	平成28 年度	1,150 経営体	令和2年 度	-	-	-	565	1,033	S↑-差	<b>【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】</b> (農産) 認証取得経営体数は、直近6年間で3倍に拡大しており、これをさらに加速化させるため、基準年(29年3月末時点)から令和元年度までに3倍に増加させる目標を設定した。 (畜産) 認証取得経営体数は、事業実施年度の翌年度である令和2年度までに、畜産専業農家数の3%水準に増加させる目標を設定した。
	<b>把握の方法</b>		農林水産省生産局調べ:畜産GAPの運営主体に各年3月末時点の認証取得経営体数を聞き取り								
	<b>達成度合いの判定方法</b>		達成度合(%)=(当該年度実績値-28年度基準値)/(当該年度目標値-28年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

ウ 食品製造事業者におけるHACCP(注12)に沿った衛生管理を実施している事業者の割合	29%	平成28年度	80%	令和3年度	-	-	30%	40%	50%	S ↑ - 差	<p>【測定指標の選定理由】</p> <p>中小規模層の食品製造事業者におけるHACCP導入率は、平成28年度に33%と着実に増加しているところ。他方、諸外国でHACCPの義務づけが進んでいるという国際情勢と、食中毒件数が下げ止まる中で食品安全の向上という社会的要請に対応していくためには、小規模の事業者も含めてHACCPに沿った衛生管理(「HACCPに基づく衛生管理」と「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の両方を指す衛生管理)の普及を図っていくことが重要であることから、小規模の事業者も含めた食品製造事業者全体の取組状況を指標とする必要がある。</p> <p>また、厚生労働省の有識者検討会のとりまとめを受け、業界団体が食品・業態ごとにHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書を作成する予定であることから、手引書に従って衛生管理を行っている事業者も含めて導入状況を評価する必要がある。</p> <p>このため、「食品製造事業者におけるHACCPに沿った衛生管理を実施している事業者の割合」を測定指標として選定した。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】</p> <p>目標値については、HACCPに基づく衛生管理に加え、令和2年度までに概ね全ての食品・業態でHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書が作成され、その上で手引書が整備された食品・業態の事業者が順次HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を導入するものとして設定した。また、平成29年度から令和3年度までの目標値の設定に当たっては、毎年度、一定の割合で増加するのに加え、令和2年度までに手引書が整備されることにより、導入が加速するものとして設定した。</p>	
	把握の方法	「食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査」(農林水産省食料産業局)を実施して、導入率を把握する。										
	達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値-基準値(28年度))/(当該年度の目標値-基準値(28年度))×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

<b>施策(2)</b>	食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保											
<b>施策の目指すべき姿</b> 【目標設定の考え方根拠】	食品表示は、消費者が食品の内容を正確に理解し、商品を選択していく上で判断の前提となるものである。また、食品トレーサビリティにより、食品事故等の発生時に、問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等を迅速に実施できることは、事業者の社会的信用に寄与するものである。 このため、不適正表示の監視・取締り、適正な表示に向けた食品事業者への指導・啓発等及び食品トレーサビリティの取組の推進により、食品に対する消費者の信頼の確保を図る。											
<b>目標①</b> 【達成すべき目標】	食品表示の遵守状況の確実な改善											
<b>測定指標</b>	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>					<b>指標一 計算分類</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>	
					<b>年度ごとの実績値</b>							
					27年度	28年度	29年度	30年度	元年度			
<b>ア</b> 生鮮食品の「原産地」の不適正表示率	2%	平成25年度から平成27年度までの平均	1.0%以下	令和2年度	10%以下	1.8%以下	1.6%以下	1.4%以下	1.2%以下	F ↓ 一直	<b>【測定指標の選定理由】</b> 食品表示・規格制度の改善・強化を図り、食品表示に対する消費者の信頼を確保するために表示の遵守状況の向上、消費者に分かりやすく信頼される表示制度の実現に向けた取組目標を設定した。 これまで、消費者の食品の産地に関する関心の高まりや食品偽装表示事件を受け、生鮮食品の原産地表示及び加工食品の義務表示事項の適正化に向け、具体的な目標値(10%)を定めてきており、平成24年度時点で、生鮮食品は5.7%、加工食品は9.8%と、ともに10%の目標値を達成したところ。 しかし、 ①調査対象事業者の中からの抽出調査であり、毎年調査対象の事業者が異なること ②偽装表示の背景にある社会経済情勢等の影響を受けること ③實際上、過失による一時的な違反が生じること を考慮し、また、当時、食品表示法に基づく新たな食品表示基準及び執行体制が検討されていたこと等から、26年度及び27年度の生鮮食品及び加工食品の目標値は、引き続き「10%以下」とし、28年度以降については、食品表示法の施行(平成27年4月)後1年間の監視結果を踏まえ、検討を行うこととしていたところ。 <b>【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】</b> 平成27年度の不適正表示率は、生鮮食品が0.6%、加工食品が2.3%とさらに改善しているが、平成28年度から令和2年度までの目標設定に当たっては、 ①調査対象事業者が毎年度異なること等を考慮し、「平成25年度から平成27年度までの平均」を基準値とし、 ②令和2年度の目標値については、更なる引き下げを図るため、生鮮食品及び加工食品ともに1.0%以下とし、 ③平成28年度から令和元年度までの年度毎の目標値については、毎年度、一定の割合での引き下げを図るものとして設定した。	
<b>把握の方法</b>		地方農政局等が実施する一般調査(毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査)の結果を消費・安全局が集計して把握。										
<b>達成度合いの判定方法</b>		A(おおむね有効):当該年度目標値以下の場合 C(有効性に問題がある):当該年度目標値を上回った場合										
<b>イ</b> 加工食品の義務表示事項(品質に関するもの)の不適正表示率	5%	平成25年度から平成27年度までの平均	1.0%以下	令和2年度	10%以下	4.2%以下	3.4%以下	2.6%以下	1.8%以下	F ↓ 一直		
<b>把握の方法</b>		地方農政局等が実施する一般調査(毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査)の結果を消費・安全局が集計して把握。										
<b>達成度合いの判定方法</b>		A(おおむね有効):当該年度目標値以下の場合 C(有効性に問題がある):当該年度目標値を上回った場合										

目標② 【達成すべき目標】		食品トレーサビリティの取組の拡大									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度				
ア 生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率	70%	平成26年度	75%	令和元年度	71%	72%	73%	74%	75%	S↑-差	<b>【測定指標の選定理由】</b> 食品のトレーサビリティは、生産から販売までの各事業者が食品の入出荷について記録・保管することにより、食品事故等の発生時に、問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等に資するものであり、より多くの事業者が取り組まれることが必要であるが、特に生産者の取組が遅れていたことから、生産者の取組率を指標として設定した。 <b>【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】</b> 生産者の取組割合は、平成24年度69.7%、平成25年度68.8%、平成26年度70.1%と横ばいとなっていたところ。 平成27年度は実践的なマニュアル(農業編、畜産業編)を作成し、平成26年度に作成した漁業編と併せ生産者向けのマニュアルが揃ったことから、これらのマニュアルを活用することにより、生産者の出荷記録の保存の取組率を増加させ、全生産者の75%が取り組むことを目標とする。
	<b>把握の方法</b>		農林水産省統計部：農林水産情報交流ネットワーク事業全国調査による。								
	<b>達成度合いの判定方法</b>		各年度の達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)÷(当該年度目標値-基準値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
イ 流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率	44%	平成26年度	50%	令和元年度	45%	46%	47%	48%	50%	S↑-差	<b>【測定指標の選定理由】</b> 食品のトレーサビリティは、生産から販売までの各事業者が食品の入出荷について記録・保管することにより、食品事故等の発生時に、問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等に資するものであり、特に入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組は、消費者の信頼の確保に大きく寄与するものであるが、流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率は、平成25年度46.1%、平成26年度44.0%と取組が進んでいないことから、この取組率の増加を目標とした。 <b>【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】</b> 目標値は、流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を、全流通加工業者の半数(50%)とする。
	<b>把握の方法</b>		農林水産省統計部：農林水産情報交流ネットワーク事業全国調査による。								
	<b>達成度合いの判定方法</b>		各年度の達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)÷(当該年度目標値-基準値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			元年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成31年度 行政事業レ ビュー 事業番号
	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]				
(1) 農薬取締法 (昭和23年)	-	-	-	-	-	農薬登録に際して、関係府省と協力して安全性の評価を行うとともに、農薬の使用基準を策定し、登録農薬の適正使用の確保、無登録農薬の取締を行う。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。	-
(2) 農業改良助長法 (昭和23年)	-	-	-	-	-	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施。 普及指導員による普及指導活動を通じ、GAPの取組の推進や国産農産物の安全性及び安定供給に寄与する。	-
(3) 肥料取締法 (昭和25年)	-	-	-	-	-	肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、規格の公定、登録、検査等を行い、農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護に資する。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。	-
(4) 日本農林規格等に関する法律(JAS法) (平成29年)	-	-	-	-	-	日本農林規格(JAS)の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、食品に対する消費者の信頼の確保に寄与する。	-
(5) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和29年)	-	-	-	-	-	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定等により飼料の安全性の確保及び品質の改善を図る。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産畜産物等及び食品の安全性の向上に寄与する。	-

(6)	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法 (HACCP支援法) (平成10年)	-	-	-	(1)-②-ウ	食品製造業における食品の安全性向上と品質管理の高度化に資するHACCPの導入を推進するため、食品製造業者が行うHACCPの導入のための体制・施設の整備及びHACCP導入の前段階の衛生・品質水準の確保や消費者の信頼確保のための体制・施設の整備(高度化基盤整備)に対して長期低利融資により支援する。 食品産業におけるHACCPの導入及び高度化基盤整備の普及・定着により、食品製造事業者の安全管理の取組の拡大・強化に寄与する。	-
(7)	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 (平成15年)	-	-	-	-	BSEのまん延防止措置の的確な実施等のため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築する。 消費者の信頼を確保するため、牛トレーサビリティ法に基づくトレーサビリティ制度を牛の管理者等から特定牛肉の販売業者、特定料理提供事業者までに義務づけることにより、牛肉に係る個体識別情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることに寄与する。	-
(8)	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (平成21年)	-	-	-	-	愛玩動物用飼料の安全性の確保を図る。 当該法律に基づく安全な愛玩動物用飼料の確保により、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与する。	-
(9)	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (平成22年)	-	-	-	-	米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、消費者の利益の増進を図るため、米穀等の取引等に係る記録を作成及び保存し、当該米穀等の産地情報を取引先や消費者に伝達する制度を構築する。 米穀等のトレーサビリティ制度を義務づけることにより、食品事故等の発生時における問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等の米穀事業者の取組の拡大・強化に寄与する。	-
(10)	食品表示法 (平成27年)	-	-	-	(2)-①-ア (2)-①-イ	食品の表示は、消費者の商品選択の際のよりどころとなるものであり、食品の表示の日常的な監視活動を強化するとともに、食品事業者に対する表示方法の指導を徹底することにより、食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与する。	-
(11)	有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業委託費 (平成18年度) (主)	191 (184)	136 (133)	155 (114)	173 (1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	食品による健康への悪影響を未然に防止し、食品の安全性向上についての取組を進めるため、有害化学物質・有害微生物の汚染実態調査を実施。得られた科学的データに基づき、必要に応じて安全性向上対策を策定・実施し、国民の健康保護に寄与する。	0005



(12)	消費・安全対策交付金 (平成17年度) (関連:元-⑤、⑫)	2,227の内数 (2,169の内数)	3,455の内数 (3,218の内数)	3,710の内数 (3,423の内数)	2,017の内数	(1)-①-ア (1)-①-ウ	都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施する。①国産農畜産物の安全性の向上、②伝染性疾病・作物の病害虫の発生予防・まん延防止。 地方の自主性の下、①の取組の有害化学物質・微生物による食品汚染の実態等の汚染低減対策により、健康リスクの低減に資する。また、①の取組により、食の安全及び安定供給に寄与する。	0058
(13)	GAP拡大推進加速 化事業 (平成30年度) (関連:30-⑩)	-	-	601 (413)	-	(1)-②-ア (1)-②-イ	GAPの取組及び認証取得の推進により、輸出拡大や農業人材の育成など我が国の農畜産業競争力の強化に寄与する。	0007
(14)	持続的生産強化対 策事業 (令和元年度) (主、関連:元-⑨、 ⑪、⑫、⑬)	-	-	-	20,079 の内数	(1)-②-ア (1)-②-イ	農業者等が行う生産性向上や販売力強化等に向けた取組、地方公共団体が主導する産地全体の発展を図る取組を総合的に支援。 GAPの取組及び認証取得の推進により、輸出拡大や農業人材の育成など我が国の農畜産業競争力の強化に寄与する。	新31-0007
(15)	GAP拡大推進加速 化調査事業 (令和元年度)	-	-	-	12	(1)-②-ア	農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン(注13)を改訂することにより、国際水準レベルの取組を進めるためのものであり、輸出拡大や農業人材の育成など我が国の農畜産業競争力の強化に寄与する。	新31-0001
(16)	協同農業普及事業 交付金 (昭和58年度) (関連:元-⑨、⑪)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	2,431	-	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施。 普及指導員による普及指導活動を通じ、GAPの取組の推進や国産農産物の安全性及び安定供給に寄与する。	0132
(18)	日本発食品安全管理 規格策定推進事 業 (平成28年度) (関連:元-③、④)	90 (85)	100 (100)	91 (91)	77	(1)-②-ウ	国内の食品市場が今後量的に縮小すると見込まれる一方で、世界の食品市場は大きく拡大する見通しの中、HACCPの導入を進めつつ、国内の食品安全への取組を向上させ、食品事業者が国内外の市場から適切に評価され、競争力を向上させる環境を整える必要がある。そのため、国際的に通用する日本発食品安全管理規格・認証スキーム策定とその国際標準化を推進する取組を支援する。 この支援措置により、国内の食品安全の向上に寄与する。	0022

(19)	食品の品質・安全管理サポート事業 (令和元年度) (関連:元-③)	-	-	-	147	(1)-②-ウ	日本の食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の制度化に対応し、国内の品質管理及び消費者の信頼を向上させることで、日本の農林水産物・食品の競争力を強化するため、食品等事業者向けの研修等による人材育成や、最新の知見を取り入れ、食品・業態に即したHACCP手引書の作成を行う。 この支援措置により、国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の導入の促進に寄与する。	新31-0002
(20)	産地表示適正化推進事業委託費 (平成24年度) (主)	15 (14)	13 (12)	35 (34)	38	(2)-①-ア (2)-①-イ	科学的な分析により得られる原産地判別データを活用して、効果的・効率的な取締を実施するため、原産地を推定する技術を持つ民間分析機関に対して、分析を委託する。これにより、食品表示の適正化に寄与する。	0006
(21)	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費 (平成13年度) (主)	6,806 (6,804)	6,603 (6,603)	6,641 (6,641)	6,997	(2)-①-ア (2)-①-イ	①農薬取締法等関係法令に基づき、農業生産資材(農薬、肥料、飼料及び飼料添加物)の安全性の検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく資材製造業者等への立入検査等を実施、②食品表示の真正性についての検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく食品製造業者等への立入検査等を実施、③これらの事業の実施に必要な施設・機器等を整備する。 当該事業の実施により、安全な農業生産資材を確保し国産農林水産物や食品の安全性の向上及び食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与する。	0002
(22)	牛肉トレーサビリティ業務事業委託費 (平成15年度) (主)	234 (231)	230 (228)	233 (231)	235	(2)-②-ア (2)-②-イ	牛肉の流通段階における個体識別番号の適正表示・伝達状況をDNA鑑定の実施により科学的に検証し、不一致が認められた事業者に対しては必要な是正措置を講ずべき旨の行政指導等を行うなど、牛トレーサビリティ制度の精度向上に資する方策が講じられ、牛肉の流通に対する消費者の信頼性の確保に寄与している。	0003
(23)	動物用医薬品対策事業 (昭和38年度) (主)	77 (71)	84 (69)	80 (77)	73	-	①動物用医薬品の有効性、安全性を確保するため、国際基準への我が国の実態の反映、新技術を活用した動物用医薬品等の承認申請資料に必要な試験方法のガイドラインの作成、②新技術を活用した安全で効果の高いワクチン、市場規模が小さい家畜(ミツバチ、養殖魚等)用の医薬品、抗菌剤の使用機会の低減に資するワクチンや代替薬等の実用化、化成品の安定供給に関するガイドラインの策定・普及を推進する。 当該事業を通じ、有効で安全な動物用医薬品を畜産農家に供給することにより、安全な畜産物の安定供給に寄与する。	0001
(24)	生産資材安全確保対策事業委託費 (平成18年度) (主)	324 (262)	259 (222)	283 (227)	312	-	生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等のため、科学的データ(毒性試験、残留試験、実態調査等)の収集・分析を実施する。また、生産資材のリスク管理措置を推進するため、その基礎となる分析・試験法の開発等を実施する。 本事業で得られた科学的データや分析・試験法に基づき、生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を着実に実施し、食の安全と消費者の信頼の確保に寄与する。	0004

(25) 安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究 (平成28年度) (関連:元-⑩)	120の内数 (115の内数)	108の内数 (102の内数)	97の内数 (97の内数)	94	-	食品安全、動物衛生及び植物防疫等の分野において、適切なリスク管理措置等を講じるため、法令・基準・規則等の行政施策・措置の決定に必要な科学的知見を得るための研究として、食品中の危害要因の分析法やリスク低減技術を開発するほか、動物疾病・植物病害虫の検査法や発生・まん延を防止するための技術の開発等を実施する。 本事業で得られた科学的知見を食品安全、動物衛生及び植物防疫等の行政施策・措置に反映することにより、安全な国産農林水産物の安定供給に寄与する。	0185
政策の予算額[百万円]	8,688 <0>	8,353	8,438	8,895			
政策の執行額[百万円]	8351 <0>	8039 <0>					

### 移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			元年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成31年行政事業レビュー 事業番号
	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]				
(1) 【復興庁より】 放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策 (平成24年度)	208 (71)	89 (63)	81 (68)	77	-	東日本大震災における原子力発電所の事故により、放射性物質が広範囲に放出されたことを踏まえ、放射性物質による農畜産物・特用林産物・農地土壌等への影響の実態を調査することにより、放射性物質による農地土壌等を通じた農畜産物等の汚染、食品衛生法上の基準値を超える農畜産物等の流通及び消費者への健康被害の未然防止に向けた取組の推進に寄与する。	0084
(2) 【復興庁より】 福島県農林水産業再生総合事業 (平成29年度)	-	4,710 (4,710)	4,609 (4,601)	4,740	(1)-②-ア	福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで総合的に支援しており、第三者認証GAPの取得等を推進することにより、生産段階における安全管理の取組に寄与する。	0085

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。  
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

(注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

# 参考資料

## 1. 用語解説

注1	食品のトレーサビリティ	生産、加工及び流通の特定の1つまたは複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること。トレーサビリティを確立することにより、食品事故発生時の食品回収等をより迅速に行うことが可能となる。
注2	食品の安全性に関するリスク管理	科学的な知見に基づいてリスク低減が必要なハザードを特定し、全ての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置の決定、実施、検証、見直しを行うこと。
注3	カドミウム	鉱物中や土壌中などに天然に存在する重金属
注4	トータルダイエツスタディ	摂取量を推定する方法の一つ。人が通常の食生活において、特定の化学物質をどの程度摂取しているかを推定する方法。微生物の摂取量推定には適さない。
注5	農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質及び有害微生物	有害化学物質はカドミウムやアフラトキシン等28種類、有害微生物はカンピロバクター、腸管出血性大腸菌等6種類が設定されている。
注6	ダイオキシン類	主に廃棄物の焼却過程などで非意図的に生成される化学物質で、強い毒性を示し、難分解物質であるとともに、環境中の生物や人体の脂肪組織に蓄積することが知られている。 ダイオキシン類は、一種類ではなく、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン75種類、ポリ塩化ジベンゾフラン135種類、コプラナーPCB十数種類の総称で、そのうち毒性があるものとされるものはそれぞれ7種類、10種類、12種類ある。
注7	耐容摂取量	ある物質を一生にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される最大の摂取量。物質の毒性により1日当たり(TDI : tolerable daily intake)、1週間当たり(TWI : tolerable weekly intake)、又は1ヵ月当たり(TMI : tolerable monthly intake)で定められ、体重1kg当たりの量で表される。主に汚染物質の毒性指標として使われる。
注8	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康を保護するため、施策の基本とすべき基準(耐容一日摂取量及び環境基準)、排出ガス、排出水に関する規制及び、汚染土壌に係る措置等を整備。 なお、農林水産省では、「ダイオキシン対策推進基本指針」(平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、農畜水産物中のダイオキシン類濃度の実態調査を実施。
注9	GAP(農業生産工程管理)	農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための、関連する生産工程管理の取組のこと。
注10	GAP認証	第三者機関の審査により、GAPが正しく実施されていることが確認された証明のこと。
注11	GLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAP	GLOBALG.A.P.はドイツのFoodPLUS GmbHが策定したGAP認証。ASIAGAP及びJGAPは一般財団法人日本GAP協会が策定した日本発のGAP認証。
注12	HACCP	食品の製造工程毎に、あらかじめ危害を予測し(危害要因分析)、危害防止につながる特に重要な工程(重要管理点)を継続的に監視・記録するシステム。これまでの品質管理の手法である最終製品の抜取検査と比べて、より効果的に、安全性に問題のある製品の出荷を未然に防止することができる。
注13	農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン	食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度等を俯瞰して、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組を明確化するため、農業生産工程管理(GAP)の共通基盤として農林水産省が平成22年4月に策定したもの。